

今後の認知症に対する 施策の動向

内藤佳津雄

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和6年1月1日施行

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、**基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる**とともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域において安心して日常生活を営むことができる。**
- ⑥ **共生社会の実現に資する研究等を推進**するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る**予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法**、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための**社会参加の在り方**及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる**社会環境の整備**その他の事項に関する科学的知見に基づく**研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。**
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野における総合的な取組**として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、**基本理念**にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する**正しい知識**及び認知症の人に関する**正しい理解**を深め、共生社会の実現に**寄与**するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上の措置**その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

5. 基本的施策

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- ・ 若年性認知症の人（６５歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

⑥【相談体制の整備等】

- ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

⑦【研究等の推進等】

- ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
- ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等

⑧【認知症の予防等】

- ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策

※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して１年を超えない範囲内で施行、施行後５年を目途とした検討

わが国における認知症およびMCIの患者数と有病率の将来推計

年	認知症		MCI	
	患者数の推計値 (95%CI) (万人)	有病率 (95%CI) (%)	患者数の推計値 (95%CI) (万人)	有病率 (95%CI) (%)
2022	443.2 (418.0-468.4)	12.3 (11.6-13.0)	558.5 (382.0-735.1)	15.5 (10.6-20.4)
2025	471.6 (443.3-500.0)	12.9 (12.1-13.7)	564.3 (487.0-641.5)	15.4 (13.3-17.6)
2030	523.1 (492.7-553.6)	14.2 (13.3-15.0)	593.1 (516.3-669.9)	16.0 (14.0-18.1)
2035	565.5 (533.5-597.5)	15.0 (14.1-15.8)	607.7 (530.6-684.7)	16.1 (14.1-18.1)
2040	584.2 (551.0-617.3)	14.9 (14.0-15.7)	612.8 (533.4-692.2)	15.6 (13.6-17.6)
2045	579.9 (546.7-613.2)	14.7 (13.9-15.5)	617.0 (536.2-697.9)	15.6 (13.6-17.7)
2050	586.6 (552.8-620.5)	15.1 (14.2-16.0)	631.2 (547.9-714.4)	16.2 (14.1-18.4)
2055	616.0 (580.9-651.0)	16.3 (15.4-17.2)	639.7 (558.0-721.4)	16.9 (14.8-19.1)
2060	645.1 (608.7-681.4)	17.7 (16.7-18.7)	632.2 (551.4-713.0)	17.4 (15.1-19.6)

CI: 信頼区間

- 2022年の4地域(久山町、中島町、中山町、海士町)から得られた認知症およびMCI者の性年齢階級別有病率が2025年以降も一定と仮定して推計した。
- 2025年以降の性年齢階級別人口分布の出典: 国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口: 性年齢階級別人口分布・出生中位(死亡中位)推計 (https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp)

10

認知症施策推進関係者会議（第2回）資料（令和6年5月8日）
二宮利治（九州大学）先生 提供資料

認知症施策推進基本計画（案）の概要（認知症施策推進関係者会議における議論）

【位置づけ】基本法に基づく、国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 に明記された 共生社会 の実現を目指す。
 - ・ 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※ ①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことが出来る
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- ・ 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等とともに推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- ・ 以下の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- ・ 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定。

Ⅴ 推進体制等

- ・ 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- ・ 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ・ ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	- 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数	- 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	- 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 - 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	- ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 - 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数	- 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 - 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数	地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合

重点目標・評価指標

③認知症の人・ 家族等が他の 人々と支え合 いながら地域 で安心して暮 らすことがで きる

- ・ 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数
- ・ 認知症の人と家族等が参画した認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数
- ・ 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数

- ・ 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数
- ・ 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数
- ・ 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数
- ・ 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数
- ・ 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数

- ・ 自分の思いを伝えることが出来る家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合
- ・ 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合
- ・ 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合
- ・ 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合

④国民が認知症 に関する新た な知見や技術 を活用できる

- ・ 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の当事者の意見を反映させている研究計画の数

- ・ 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の当事者の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数

- ・ 国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

基本的施策（抄）

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- 認知症の人に事業者が適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドラインの改定）
- 認知症の人に対するわかりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- 専門的又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修のあり方の見直し）

基本的施策（抄）

6. 相談体制の整備等

- ・ 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- ・ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- ・ 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- ・ 社会参加のあり方、共生のための社会環境整備その他の調査研究検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- ・ 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- ・ 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- ・ 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- ・ かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- ・ 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

- ・ 外国政府、国際機関又は関係団体等と連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

認知症総合支援事業（現在）

① 認知症初期集中支援推進事業（初期からの支援）

「認知症初期集中支援チーム」・・・認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポート

② 認知症地域支援・ケア向上推進事業（相談機能・地域連携の強化）

- ・認知症疾患医療センター等の医療機関、介護サービス事業所等との連携支援
- ・「認知症地域支援推進員」（認知症の人や家族を支援する相談業務等を担当）を設置
一般病院・介護保険施設等での認知症対応力の向上
認知症ケアに携わる多職種の協働研修
認知症グループホーム等での在宅生活継続のための相談・支援
認知症カフェ等の取組を推進

③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業（地域づくり）

- ・認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）を地域ごとに整備

○単身世帯・高齢者夫婦世帯の増加への対応、家族支援の重要性、地域での理解や連携
→認知症の人とその家族が安心して生活できる地域づくり

認知症の人の社会参加推進事業

資料5-7

現 状

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、都道府県・区市町村に、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人の社会参加の機会の確保についての施策を講ずることを求めている。
- 法が求める「共生社会」の実現のため、区市町村には、本人の想いを中心に、地域の関係機関や地元企業が協力しながら、誰もが地域の一員として自分の役割を持って暮らしていけるまちづくりが求められる。

地域の様々な関係者が連携して認知症の人の社会参加を推進

事業内容

1 認知症の人の社会参加の機会の創出（区市町村への補助）

- ① 地域の関係機関や民間企業など多様な主体が参加する話し合いの場を設置し、認知症の人の社会参加の機会を創出する取組の実施【必須】
- ② 認知症の人の社会参加推進に係るイベント開催等の普及啓発の実施【加算】
- ③ 認知症の人の社会参加推進に係る先駆的な事例や情報の提供を実施【加算】

【実施期間】 令和6年度から令和7年度（令和7年度までを先行実施期間とし、令和8年度以降本格実施）

【補助基準額】 ①を実施した場合 5百万円
 ①②又は①③を実施した場合 6百万円
 ①②③を実施した場合 7百万円

【補助率】 10/10

2 検討会の設置（都が直接実施）

- 令和6年度は検討会を3回実施し、参加自治体の取組や、都内全区市町村に 広げていくための課題・事業素案を検討予定

・第1回検討会 令和6年5月22日開催済（オンライン）

参加者：区市町村職員12名、民間企業等5名、有識者5名、認知症当事者1名、都職員2名（福祉局・産業労働局）

議題：町田市の今年度の取組、船橋市における有償ボランティアの事例、参加自治体における課題等について意見交換

- 参加自治体の取組（認知症当事者の社会参加イベント等）について、当該自治体と連携して広報（都HP掲載等）

事業イメージ



- ・町田市（NPO等と協働でワークショップ開催）
 認知症の人が従事する仕事内容のアイデア出しの様子
- ※出典「平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 若年性認知症を含む認知症の人の能力を効果的に活かす方法等に関する調査研究事業」

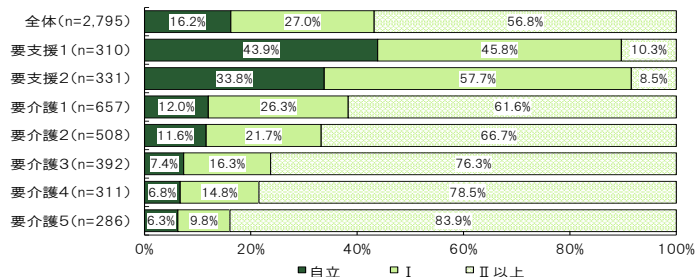
東京都

東京都認知症施策
推進計画の策定中

先行する事業を実施している

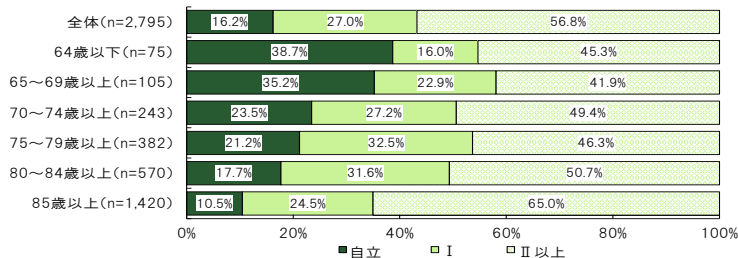
東京都認知症施策
推進会議資料

■要介護認定者に占める認知症の症状がある人の割合<要介護度別>



練馬区の実況を見てま
しょう

■要介護認定者に占める認知症の症状がある人の割合<年代別>



第9期 練馬区高齢者保健福祉計
画・介護保険事業計画 p8

※令和5年9月要介護・要支援認定審査分を分析し、作成しています。

※認知症に関する日常生活自立度による分類（認定調査票より）で、各項目の内容は次のとおりになります。

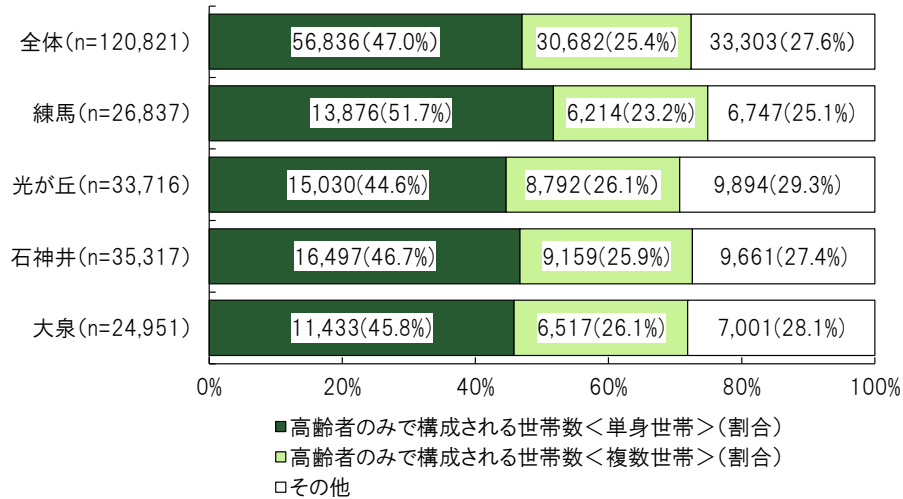
「自立」…認知症の症状がない方（要介護認定の有無とは異なる）

「I」…何らかの認知症の症状があるが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している方

「II以上」…見守り等の何らかの介護・支援が必要な方

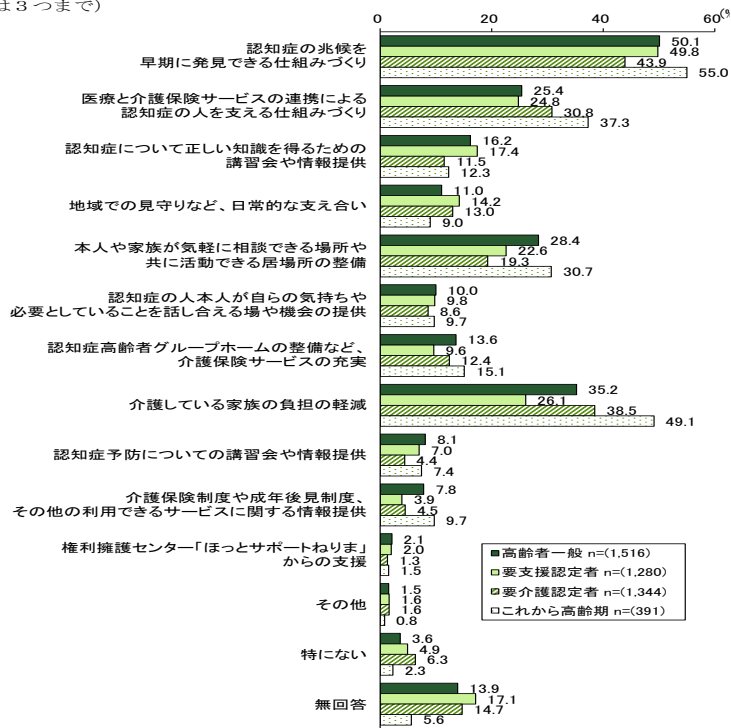


■高齢者がいる世帯の状況



※令和6年1月1日現在の住民基本台帳の実績値より作成しています。

(○は3つまで)



認知症施策で必要なこと

今後の課題

- 認知症の人、介護家族の声を聴き、施策に一層反映
- 認知症に対する意識向上、認知症の人の社会での受け入れ
- 軽度認知症・MCIへの対応（とくに一人暮らしの方：自律度低下への対応、社会的関係・参加の継続）
- 家族への支援（社会資源での支援＋心理的支援が必要）
- 認知症ケアパス（状態と標準的ケアの対応）の再検討と介護基盤の整備（質・量：包括的継続的支援が必要）
- 医療との連携（認知症疾患医療センターの役割大きい）